

平成19年 No.49

## 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程

### 改正理由

平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」及び平成19年2月15日付け文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が発出されたことを受け、国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程を制定するものである。

### 承認経過

平成19年10月3日 役員会 審議承認

平成19年10月3日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程を次のように制定する。

平成19年10月4日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成19年規程第31号

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）において、研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動の不正への対応については、「声明 科学者の行動規範について」（平成18年10月3日日本学術会議）、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者（常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。）をいう。
- (2) 「不正」とは、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用をいう。
- (3) 「研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- (4) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (5) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (6) 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (7) 「研究費の不正使用」（以下「不正使用」という。）とは、本学又は研究資金配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させることをいう。
- (8) 「悪意」とは、研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をい

う。

- (9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。

(守秘義務)

第3条 この規程における不正への対応に携わる者は、通報の内容その他不正の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(通報窓口の設置)

第4条 本学における不正に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部企画課に設置し、当該課長が責任者となる。

- 2 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告する。

(不正に対する通報等の取扱い)

第5条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的・合理的理由を記載し、別紙様式により提出する。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

- 2 不正に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等によるものとする。
- 3 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないようにするため、個室での面談を実施する、担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞できないようにする等、適切な措置を講じなければならない。

(通報者・被通報者の取扱い)

第6条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。
- 3 学長は、通報者に対し、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。
- 4 学長は、被通報者に対し、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、教育研究活動の全面的禁止又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(調査委員会の設置)

第7条 学長は、通報（不正使用の場合は、監査又は通報）により、不正が疑われる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない

い。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 理事（研究等担当）
  - (2) 教育研究評議会評議員 2名
  - (3) 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名
  - (4) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長
  - (5) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名
  - (6) 事務局長
  - (7) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。
- 4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。
- 5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。
- 6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。
- 7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。  
(調査)

第8条 学長は、第4条第2項の報告を受けてから原則として30日以内に調査委員会の調査を開始させなければならない。

- 2 調査委員会委員（以下「調査委員」という。）のうち通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。
- 3 学長は、調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことを調査委員の氏名及び所属を付して通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査を行う旨を通知する。
- 4 通報者及び被通報者は、前項の通知日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 5 不正行為に係る調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 不正使用に係る調査は、次の各号に定める手順に従い実施するものとする。
  - (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
  - (2) 支出に係る決議書、証憑の収集及び分析
  - (3) 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
  - (4) 本学及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査

(5) その他必要となる事項の調査

7 調査委員会は調査の実施に際し、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(調査への協力等)

第9条 研究者等は、調査委員会が実施する調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

(調査中における一時的措置)

第10条 学長は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第11条 調査委員会の調査に対して、不正行為に係る被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法及び手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各部局において、各研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(認定)

第12条 調査委員会は、調査開始後、原則として90日以内に、調査内容について、不正が行われたか否かを判定しなければならない。

2 不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

3 不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(学長への報告)

第13条 調査委員会委員長は、調査が完了したときは調査結果報告書（認定を含む。以下同じ）を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報

者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に対しても調査結果を報告する。

- 2 悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第15条 不正と認定された被通報者及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、被通報者から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該被通報者の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、当該調査委員に代えて、他の者を臨時委員として任命し、審査に参画させることができる。

- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、原則として60日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。学長は、再調査結果を、通報者、被通報者及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第16条 学長は、不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

- 2 学長は、不正使用と認定された場合、被認定者が本学に所属するときは、当該

被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じることができ  
る。

3 学長は、第14条第1項の規定による報告の結果、当該研究資金配分機関から  
不正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者に当該額を返還させるも  
のとする。

4 学長は、被認定者に対し、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年  
規則第5号。以下「就業規則」という。）に基づく処分等の必要な措置を講ずる。  
（不正が行われなかったと認定された場合の措置）

第17条 学長は、不正が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施し  
た研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

2 学長は、不正が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復す  
る措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が、本学職員の  
場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所  
属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ず  
る等適切な処置を行う。

（調査結果の公表及び報告等）

第18条 学長は、調査委員会において不正が行われたと認定したときは、速やか  
に、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措  
置の内容、調査委員の氏名、所属、調査の方法・手順等の調査結果を公表する。

2 学長は、調査委員会において不正が行われなかったと認定したときは、原則と  
して調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあっ  
た場合等は、調査結果を公表する。

3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏  
名・所属を併せて公表する。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正への対応等に関し必要な  
事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年10月4日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

国立大学法人東京学芸大学長 殿

所 属 :  
連絡先 :  
氏 名 : 印

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程第5条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正について通報します。

記

1. 不正を行ったとする研究者又は研究グループ名

所属 :

氏名又はグループ名 :

2. 不正の態様等及び事案の内容 (該当する番号に○を付し、内容を下欄に記載)

①捏造    ②改ざん    ③盗用    ④不正使用

|  |
|--|
|  |
|--|

3. 上記の理由

(ア) ①～③とする科学的合理的理由

|  |
|--|
|  |
|--|

(イ) ④とする理由

|  |
|--|
|  |
|--|